三郷市　Misato City

関根和也議員に対する刑事裁判の判決について

令和８年１１月６日、さいたま地方裁判所において、本市議会の関根和也議員による市長及び当時の市議会議長等に対する名誉毀損被告事件の判決公判が開かれ、同議員に対し拘禁刑１年、執行猶予４年の有罪判決が言い渡されました。

（佐々木修議長コメント）

このたび、関根和也議員に対し、刑事裁判において有罪判決が言い渡されました。

同議員に対しては､これまで政治倫理審査会において２度にわたり「議員辞職勧告」相当と決定され、市議会本会議でも辞職勧告決議を可決するなど、議会として再三にわたり自省を求めてまいりました。

名誉毀損という犯罪行為に及び、司法の場において有罪判決が言い渡されたことは誠に遺憾であり、言語道断と言わざるを得ません。市議会に対する市民の皆様の信頼を著しく失墜させましたことを、深くお詫び申し上げます。

関根議員におかれましては、この司法判断を厳粛に受け止め、公人としての責任の重さと事態の重大性を深く自覚することを強く求めます。

市議会といたしましても、市民の皆様の信頼回復に向け、本件に対して毅然とした姿勢で厳正に対処してまいります。

＜この情報提供に関するお問い合わせ＞
・三郷市　議会事務局　議事課
℡０４８(９３０)７７６８
取材をご希望のかたは上記担当課までご連絡ください。

（２０２６／１１／６　三郷市提供）